

平成23年(2011年)12月6日



# 埼玉県報

第 2 3 4 5 号  
平 成 2 3 年 1 2 月 6 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [鳩ヶ谷市の川口市への編入に伴う人口の再告示\(地域政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [飯能都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [川越都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [春日部都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [羽生都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

### 正誤

- [埼玉県告示第1273号中訂正\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県告示第1394号中訂正\(社会福祉課\)](#)

# 告 示

埼玉県告示第千四百十六号

平成二十三年十月十一日に鳩ヶ谷市を廃し、その区域を川口市に編入したことに伴う川口市の人口（平成二十二年国勢調査の結果、平成二十二年十月一日現在の埼玉県各市町村別の人口として確定した数値に基づくもの）を、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項第一号の規定により告示する。

平成二十三年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

川口市 五十六万千五百六人

## 告 示

埼玉県告示第千四百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十二月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人介護支援隊
- 三 代表者の氏名  
齋藤 勇
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県北葛飾郡松伏町田中一丁目二十番地七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、介護が必要な高齢者に対し、適切な保健医療サービス、福祉サービスを受ける為の支援をして福祉の増進を図り誰もが安心、安全に暮らせる地域社会の創造に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十一月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人こころのおと
- 三 代表者の氏名  
柳澤 典子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県北本市荒井四丁目十二番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、すべての人が住み慣れた地域において、普通の暮らしを実現することができるように、すべてのライフステージを通じた途切れることのない、住み慣れた地域で生活するための支援を行うことを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十一月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人スワンの森クラブの会
- 三 代表者の氏名  
山本 和順
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県深谷市本田五十番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、会員相互の助け合いによる運営の下、障害児の豊かな生活を創り、誰もが安心して働き、生活する事のできる地域社会を築く事を目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十一月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 Art Beat Heart
- 三 代表者の氏名  
日 榮 貴 子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目十五番十号二百一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、様々な芸術文化活動等を通して高齢者の介護予防や孤立化防止などを図るとともに、地域の絆づくりを推進し、多世代が集う心豊かな地域コミュニティの創造に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十一月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人国際看護支援センター
- 三 代表者の氏名  
依 田 英 男
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目二百六十二番地十六号マルキュービル  
七階さわ研究所内
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、グローバルな視点に立ち、国内外における良質な看護人材育成のための調査、研究、支援をおこなうことにより、医療、看護、福祉の発展に貢献することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第四百二十二号

飯能市から飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

埼玉県告示第千四百二十二号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千四百二十四号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

埼玉県告示第千四百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 都市計画の種類及び名称

羽生都市計画道路三・三・二号南部幹線、三・五・二十一号小松通線及び三・

## 四・二十二号公園通線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

（三・三・二号南部幹線）

### イ 追加する土地の区域

羽生市大字北荻島字中浦及び字高橋、大字喜右衛門新田字安藤、大沼一丁目及び二丁目、大字北袋字中谷、字北谷及び字西、大字下羽生字谷、大字小松字小松、大字砂山字上宿、小松台一丁目及び二丁目の各一部

### ロ 削除する土地の区域

羽生市大字北荻島字茨島、大字中手子林字天神塚、大字喜右衛門新田字安藤の各一部

（三・五・二十一号小松通線）

### イ 追加する土地の区域

なし

### ロ 削除する土地の区域

羽生市南二丁目、大字中岩瀬字中岩瀬、大字下岩瀬字下岩瀬の各一部

（三・四・二十二号公園通線）

### イ 追加する土地の区域

なし

### ロ 削除する土地の区域

羽生市大字中岩瀬字中岩瀬、大字下岩瀬字下岩瀬の各一部

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、羽生市まちづくり

部都市計画課

## 四 縦覧期間

平成二十三年十二月六日から平成二十三年十二月二十日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百二十六号

三郷市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年四月二十日

指令川建セ第二二 一六一 号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十二月一日

川建セ第二三 六六号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字長谷字六ノ谷七二三番一九

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県桶川市北二丁目九番六号

萩原 文寿

**正 誤**

埼玉県告示第千二百七十三号（平成二十三年十月二十八日第二千三百三十四号）

中訂正

ページ 表中 行

二 開設者 前から九

誤

若林 暢成

正

若松 暢成

**正 誤**

埼玉県告示第千三百九十四号(平成二十三年十一月二十九日第二千三百四十三号)  
中訂正

ページ	表中	行
二	所在地	前から七

誤

草加市谷塚二丁目二十一番地一号

正

草加市谷塚一丁目二十一番地一号